

**研究室所属の学生・院生に対する
産学官連携に関する注意事項の説明と
インフォームド・コンセントの手引 Ver.1**

平成31年 2月



宮崎大学

はじめに

近年、産学官連携活動や共同研究の強化が推進される一方で、技術流出等の大学の潜在的リスクが増大しており、大学には、適切な産学官連携の推進のためにリスクマネジメントの強化が求められています。

そのような中、経済産業省と文部科学省では、『産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成28年11月策定）』や、『大学における秘密情報の保護ハンドブック（平成28年10月改訂）』において、大学における秘密情報管理における学生等の扱いについて、その対策やルール化の重要性を示しています。

そこで、宮崎大学では、教育という大学の社会的使命を踏まえた上で、研究室所属の学生・院生の自主的な意見を尊重し、学生・院生が共同研究及び受託研究に参画することで不利益を被らないよう配慮し、適切なリスクマネジメントを実施することとします。

具体的には、「学生・院生への研究室における産学官連携に関する注意事項の説明」、「学生・院生を共同研究及び受託研究へ参画させる際のインフォームド・コンセント」の2つの取組を実施します。

研究室において、共同研究や受託研究を実施し、学生・院生を参画させることのある研究室については、必ず本手引きに沿ってマネジメント管理を行って下さい。

平成31年2月

産学官リスクマネジメント統括責任者

水 光 正 仁

<学生・院生への研究室における産学官連携に関する注意事項の説明>

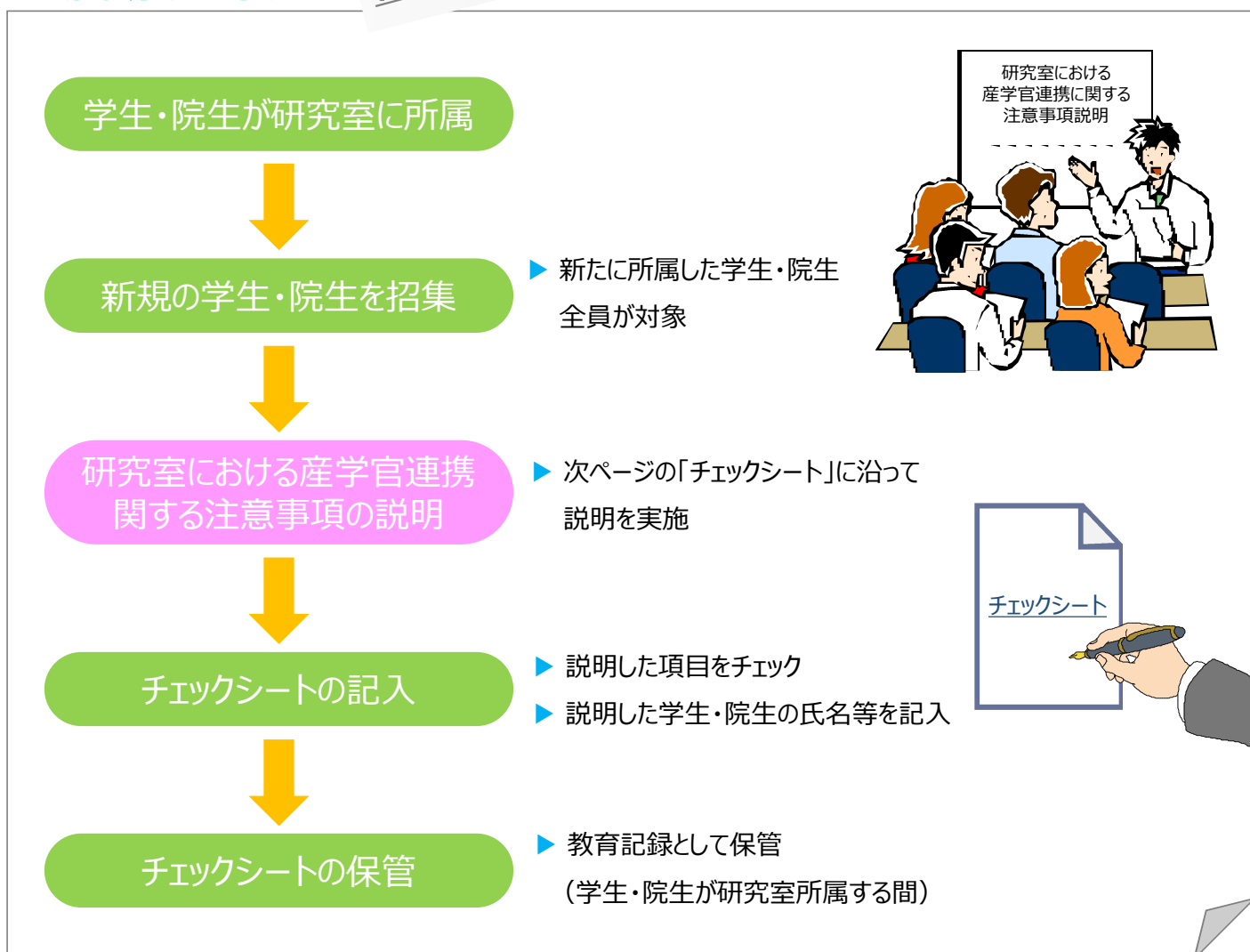
- 共同研究・受託研究を実施する研究室に所属する学生・院生は、共同研究・受託研究に直接参画しない場合においても、研究室におけるディスカッション等において、一企業の秘密情報を直接的又は間接的に知り得る場合が考えられます。

教育上の観点から、共同研究等に携わらない学生をディスカッション等に参加させないことは出来ませんので、学生・院生が研究室に所属する際に、学生・院生に対して『研究室における産学官連携に関する注意事項』についてチェックシートを用いて説明を行って下さい。

その際、学生・院生の基本的な立場・意見を尊重し、アカデミックハラスメントとならないように配慮して下さい。本チェックシートは、**教員（説明者）**が教育記録として記入し、保管して下さい。

<説明の流れ>

毎年度実施



研究室における産学官連携に関する注意事項説明チェックシート

※研究室に学生・院生が所属する際、下記の事項に沿って、注意事項を説明して下さい。

※下記事項以外で、研究室で個別に説明する事項があれば、適宜、事項を追加して説明を行って下さい。

※説明に際しては、学生・院生の基本的な立場・意見を尊重し、アカデミックハラスメントとならないよう配慮して下さい。

※本チェックシートは、教員（説明者）が教育記録として、記入し保管して下さい。

学部名等	〇〇〇学部 〇〇〇学科 〇〇〇講座 〇〇〇研究室		
注意事項説明実施日	年 月 日		
注意事項説明実施した教員名	〇〇〇〇（教授）		
注意事項説明実施した学生・院生の氏名	〇〇〇〇（学部〇年生）	〇〇〇〇（学部〇年生）	〇〇〇〇（学部〇年生）
	〇〇〇〇（大学院〇年生）	〇〇〇〇（大学院〇年生）	

【説明事項】

No.	説明事項	チェック	備考
1	本研究室は、共同研究・受託研究を研究・教育・社会貢献活動の一環として実施するため、一企業の秘密情報（以下「秘密情報」という）を直接的又は間接的に知り得る場合があること。	<input type="checkbox"/>	
2	秘密情報に係る研究内容については、教員の許可なく、研究室外に開示又は漏洩（口頭・紙媒体・電子メールやSNSなどの電子情報によるものを含む）してはイケないこと。	<input type="checkbox"/>	
3	秘密情報に係る研究に携わる場合は、インフォームド・コンセントを行った上で、同意書の提出を求める場合があること。	<input type="checkbox"/>	
4	本研究室にて、共同研究・受託研究を複数受け入れたことにより秘密情報が複数提供される場合において、当該秘密情報を自己の研究に利用してはならないこと。但し、当該秘密情報のうち、既に公知となっている情報、既に自己が保有していた情報、秘密情報によることなく独自に取得・開発した情報、又は正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報は除くものとする。	<input type="checkbox"/>	
5	秘密情報に係らない自己の研究内容については、教員の許可を得た上で、自由に情報を開示・共有して良いこと。	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	

※本チェックシートは、下記URLからダウンロードできます。

https://www.miyazaki-u.ac.jp/crcweb/sangaku/security_control/

<学生・院生を共同研究及び受託研究に参画させる際のインフォームド・コンセント>

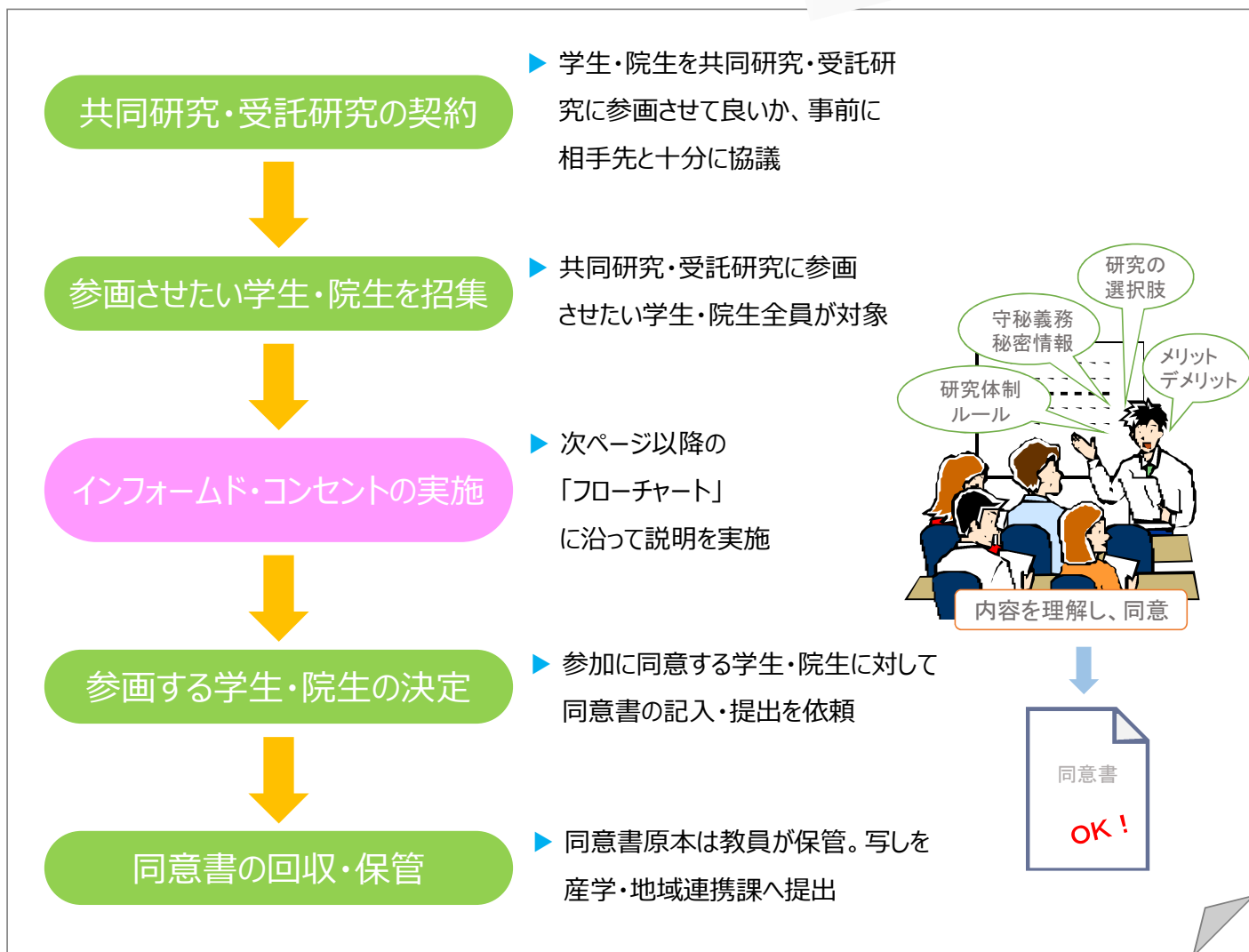
- 共同研究・受託研究に学生・院生を参画させる際には、学生・院生の自主的な意思を尊重しつつ、次ページ以降のフローチャートに沿って『インフォームド・コンセント』を行い、共同研究・受託研究に参画することによって負うことになる法的義務やリスクを正確に伝え、その上で参画するか否かを学生自身に選択させ、参加する学生・院生から『同意書』を取って下さい。

その際、学生・院生の基本的な立場・意見を尊重し、アカデミックハラスメントとならないように配慮して下さい。


同意書は、教員（説明者）が原本を保管し、その写しを産学・地域連携課に提出して下さい。

契約毎実施


<インフォームド・コンセントの流れ（概略）>



学生・院生を共同研究・受託研究に關与させる際の インフォームド・コンセント フローチャート

 <まず始めに> ご覧いただき、説明して下さい。

- ・研究テーマの選択肢があることの説明
- ・学生にとっての、共同研究等のメリットを説明
- ・学生にとっての、共同研究等のデメリットを説明
- ・共同研究等の制約事項や守秘義務について説明
- ・共同研究等の体制と遂行上のルールを説明

 説明の詳細は、①をご覧ください。

共同研究等の制約事項・守秘義務や
ルールを許容できますか？


No

Yes

研究代表者のみの
判断要素です。

R A等として雇用できる
予算がある場合ですか？

Yes

 説明の詳細は、② + ③をご覧ください。

- ・R A等業務、秘密情報の取扱いを説明します。
- ・同意書の内容について、説明します。


No

共同研究等契約時
に企業等と要調整

R A等としての雇用はないが
秘密情報を含む共同研究に
興味がありますか？

No

Yes

 説明の詳細は、②
をご覧ください。

- ・秘密情報の取扱いについて説明します。
- ・同意書の内容について説明します。

秘密情報の守秘義務等に関する
同意書を許容できますか？

No

Yes

同意書の署名

秘密情報を含む企業等との共同研究等

秘密情報を含まない企業等との共同研究等

研究室単独研究

説明の項目	説明の詳細
〈まず始めに〉	<ul style="list-style-type: none"> ▶このインフォームド・コンセントは、研究室における共同研究等の実施に際し、学生に対して、基本的なルールや学生が負うことによる法的義務やリスクを正確に伝え、参画するかどうかを学生自身に選択してもらい、同意を得るものです。 ▶各質問に対する学生の回答において、学生本人が「No」を選択しても、共同研究等に参画しない場合も、成績評価、就職試験の推薦、進学、研究指導等において不利益が生じません。
① 「研究テーマと、種別の選択肢」について説明します。	<ul style="list-style-type: none"> ▶研究室での研究には、「(1)秘密情報を含む企業等との共同研究等」「(2)秘密情報を含まない企業等との共同研究等」「(3)研究室単独研究」の3種類があります。 ▶今回の共同研究等のテーマ・相手先企業等・内容は、……（研究のテーマ・相手先企業等・内容等を説明）……となり、(1)の秘密情報を含む企業等との共同研究等になります。
「共同研究等に参画した場合のメリット」を説明します。	<ul style="list-style-type: none"> ▶製品化、事業化の醍醐味を味わえます。 ▶研究のモチベーションが上がります。 ▶企業等での研究開発のポイントが理解できます。
「共同研究等に参画した場合のデメリット」を説明します。	<p>相手先企業の意向等によっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶守秘義務を含む、秘密保持契約に署名を求められることがあります。 ▶研究成果の学会発表、論文投稿で制限がかかる場合があります。 ▶同業他社への就職活動における面接時に、自分の研究内容が一部開示できないなどの制限を受けることがあります。
「共同研究等の制約事項や守秘義務」について説明します。	<ul style="list-style-type: none"> ▶契約書で定める秘密保持の取扱い※を遵守するとともに、研究活動の遂行により知り得た内容及び成果、並びに企業等から提供された情報について、秘密を守る義務を負います。ついては、研究代表者（教員）の許可なく、研究室外に開示又は漏洩（口頭・紙媒体・電子メールやSNS等の電子情報によるものを含む）してはいけません。 ▶なお、研究室におけるディスカッション等においても、研究代表者（教員）から許可された内容以外は話してはいけません。
「共同研究等の体制と遂行上のルール」を説明します。	<ul style="list-style-type: none"> ▶共同研究等の体制を説明し、学生個人の立場を理解してもらいます。 ▶秘密情報管理のポリシー、規程を説明してもらいます。 ▶業務は研究代表者の承認を得て、その指示に従うことを説明します。
「知的財産の取扱い」について説明します。	<ul style="list-style-type: none"> ▶契約書に基づく研究活動の遂行に当たり、学生が関与した発明等に係る知的財産権の取扱いについては、「国立大学法人宮崎大学職務発明規程」第5条（学生の取扱い）によらず、第4条（原始法人帰属）※に従い、職務発明と同様に取り扱われる場合があります。
② 「秘密情報の取扱い」について説明します。	<ul style="list-style-type: none"> ▶共同研究等における秘密情報の取扱いの具体的内容の説明をします。
「同意書の内容」について説明します。	<ul style="list-style-type: none"> ▶同意書の記載事項を説明し、学生に確認させ、同意書に署名・捺印して頂きます。
③ 「RA等の業務」について説明します。	<ul style="list-style-type: none"> ▶RA等に採用された場合、共同研究費等からその費用が支払われます。 ▶RA等に採用された場合、「国立大学法人宮崎大学非常勤職員就業規則」※の定めるところにより、教職員と同様に、守秘義務等を負います。 ▶雇用手続に必要な、履歴書等の書類を提出して頂きます。 ▶記載事項を遵守しない場合は、民事・刑事罰が科される場合があることを説明します。

※本内容については、次ページ（P.6）に規程等の抜粋を掲載しておりますので、ご参考下さい。

「共同研究契約書(ひな形)～抜粋」(甲:宮崎大学 乙:企業・機関等)

(秘密の保持)

第19条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、別表第1の研究担当者及び研究協力者並びにその他本共同研究の遂行にあたり開示が必要となる自己の役員、従業員又は職員(以下「研究担当者等」という。)以外の者に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者等がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者等に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの
 - 七 法令、規則等に基づき裁判所、監督官庁等から秘密情報の開示を要求された場合の事前に相手方に通知した上での必要最小限の情報
- 2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合についてはこの限りではない。
- 3 乙は、教育という大学の社会的使命を踏まえ、甲の研究担当者の研究室における所属学生・院生が、乙より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報を、研究室におけるディスカッション等により共有することに同意する。甲は、当該所属学生・院生に対し、甲に所属する期間中において当該研究室外にこれらの情報を開示しないことを誓約させるものとする。
- 4 前2項の有効期間は、第2条の本共同研究開始の日から研究完了後又は中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

「国立大学法人宮崎大学職務発明規程～抜粋」

(原始法人帰属)

第4条 前条にかかわらず、本法人が契約主体である研究契約(成果有体物に関する契約、研究に関する秘密保持契約を含む。)を履行する過程において又は結果として創出された発明、考案、意匠、プログラムに係る創作又は案出については、その発明等が完成又は創作されたときに原始的に本法人が取得するものとする。ただし、本法人が取得しないと決定したものは、この限りでない。

2 前項ただし書において、本法人は、当該知的財産権を発明者等に譲渡することができる。

(学生の取扱い)

第5条 宮崎大学に在籍する学生、大学院生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生又は外国人留学生(以下「学生」という。)が行った発明等に係る知的財産権は、原則として発明等を行った学生に帰属する。ただし、当該発明等を行う過程又は行った時点で、その学生が本法人の職員等に該当する場合には、その学生を本規程における職員等として取扱うものとする。

2 本法人が学生の所有する知的財産権を承継する場合には、その学生に対して、職員等と同等の取扱いを保証するものとする。

「国立大学法人宮崎大学非常勤職員就業規則～抜粋」

(退職時等の責務)

第16条 退職した者又は解雇された者は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。

(遵守事項)

第20条 非常勤職員は、次の事項を守らなければならない。

(3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。

同意書

秘密情報管理統括責任者

副学長（研究・企画担当） 殿

所属学部・研究科：

学生氏名（自署）：

印

私は、下記に示す本研究について、宮崎大学と企業等が締結する研究契約書（以下、「契約書」という。）に基づく研究活動の遂行に当たり、下記事項について、研究代表者の説明を受け、理解・確認したうえで、研究内容、知的財産の取扱い及び秘密保持義務に関して同意いたします。

記

【本研究】

研究代表者名：

企業等名：

契約種別： 共同研究 ・ 受託研究 ※該当する契約種別をチェック願います。

研究課題：

研究期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

【研究内容等について】

- ・本研究の内容（研究課題や相手先等）について。
- ・本研究に参画しない場合も、成績評価、就職試験の推薦、進学、研究指導等において不利益を受けることはないこと。

【知的財産の取扱いについて】

- ・契約書に基づく研究活動の遂行に当たり、私が関与した発明等に係る知的財産権に対する取扱いについては、「国立大学法人宮崎大学職務発明等規程」第5条（学生の取扱い）によらず、第4条（原始法人帰属）に従い、職務発明と同様に取り扱われる場合があること。

【秘密保持義務について】

- ・契約書で定める秘密保持の取扱を遵守するとともに、研究活動の遂行により知り得た内容及び成果、並びに企業等から提供された秘密情報について、秘密を守る義務を負うこと。なお、研究室におけるディスカッション等においては、研究代表者から許可された内容以外は話してはならないこと。
- ・企業等の意向によっては、研究発表・論文投稿に制限がかかる場合があること。
- ・就職試験等の面接をうける場合に、本研究に係る情報について、事前に研究代表者から許可された内容以外は話してはならないこと。
- ・秘密保持義務違反は、「宮崎大学学務規則」の懲戒の対象となり得ること。

＜研究代表者記入欄＞

本研究に学生等を参画させるに当たり、上記事項について当該学生等に説明を行い、理解を得たうえで、上記のとおり当該学生等が同意したことを確認しました。

研究代表者

所属・職名

氏 名

印

確 認 日

年 月 日

注：この誓約書は、正副1通ずつ作成し、正本を研究代表者が保管し、副本を産学・地域連携課が保管する。

※本同意書は、下記URLからダウンロードできます。

https://www.miyazaki-u.ac.jp/crcweb/sangaku/security_control/

<<MEMO>>

A series of horizontal dashed lines for writing.



<お問い合わせ先>

宮崎大学 産学官連携リスクマネジメント室（産学・地域連携課）

内 線 7956（清武キャンパスより、92-7956）

E-mail sangaku@of.miyazaki-u.ac.jp